

国 民 年 金

I 長野市の人口

(1) 年次別人口

(各年次4月1日現在)

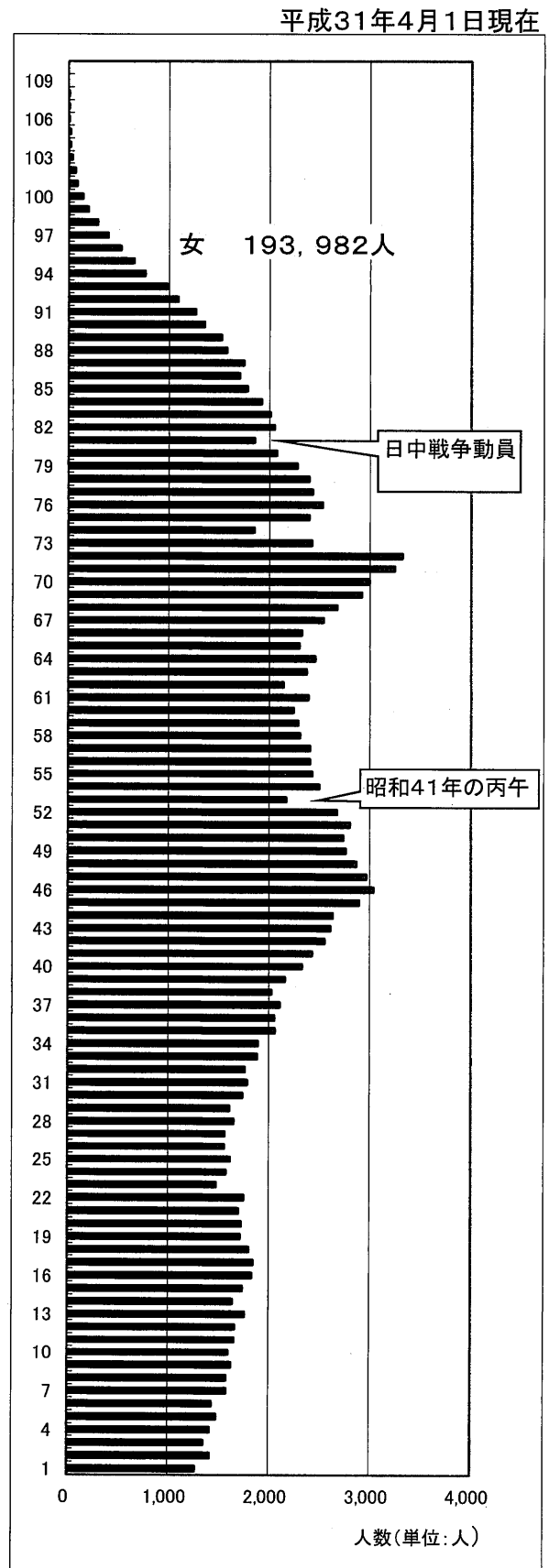
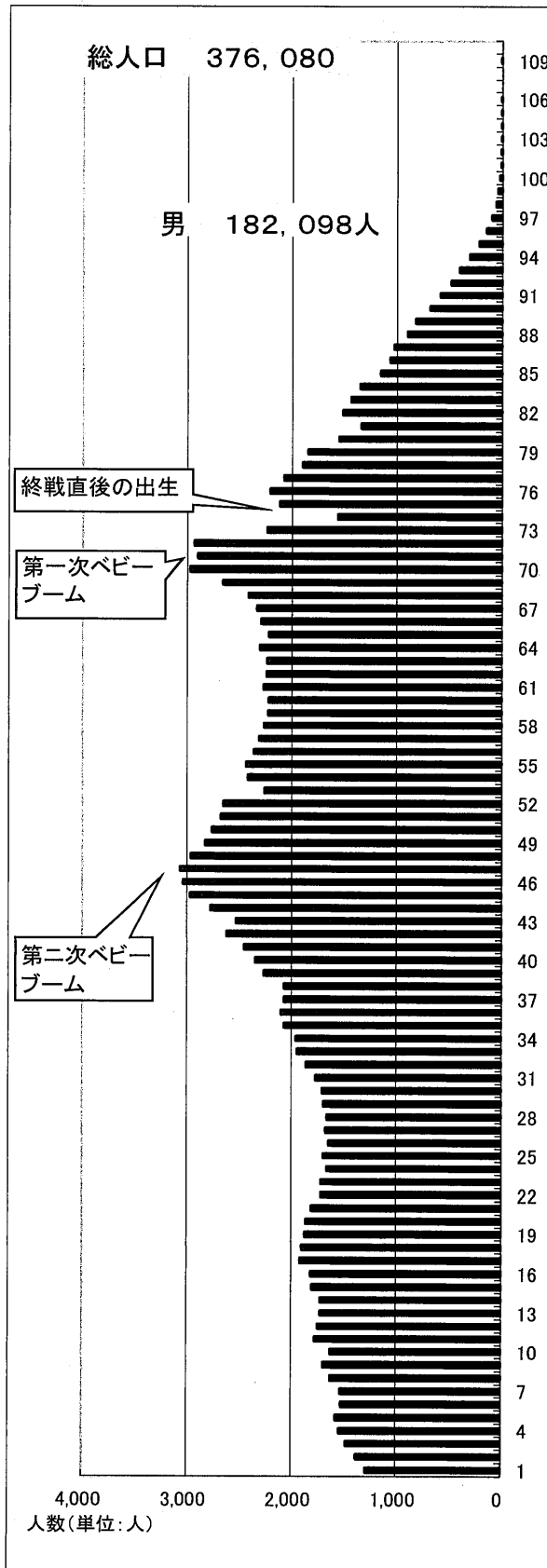
年次	人口総数(人)
昭和 59	330,672
60	333,197
61	337,691
62	339,517
63	341,985
平成 元	343,592
2	345,405
3	347,558
4	349,781
5	351,520
6	352,892
7	355,302
8	357,360
9	358,553
10	359,224
11	359,807
12	360,688
13	361,675
14	362,393
15	362,540
16	363,306
17	382,036
18	381,592
19	381,903
20	381,114
21	380,883
22	387,815
23	387,146
24	386,026
25	385,150
26	384,202
27	382,738
28	382,141
29	380,473
30	378,389
31	376,080

(2) 年齢階層・男女別人口

(平成31年4月1日現在)

年齢	男	女	計
0歳以上 5歳未満	7,281	6,930	14,211
5歳以上 10歳未満	8,019	7,816	15,835
10歳以上 15歳未満	8,794	8,448	17,242
15歳以上 20歳未満	9,384	8,913	18,297
20歳以上 25歳未満	8,628	8,098	16,726
25歳以上 30歳未満	8,399	8,118	16,517
30歳以上 35歳未満	9,626	9,375	19,001
35歳以上 40歳未満	10,878	10,660	21,538
40歳以上 45歳未満	13,368	13,098	26,466
45歳以上 50歳未満	14,686	14,349	29,035
50歳以上 55歳未満	12,475	12,554	25,029
55歳以上 60歳未満	11,412	11,629	23,041
60歳以上 65歳未満	11,306	11,645	22,951
65歳以上 70歳未満	12,704	13,437	26,141
70歳以上 75歳未満	11,773	13,223	24,996
75歳以上 80歳未満	9,611	11,677	21,288
80歳以上 85歳未満	6,819	9,593	16,412
85歳以上 90歳未満	4,516	7,889	12,405
90歳以上 95歳未満	2,009	4,745	6,754
95歳以上 100歳未満	372	1,543	1,915
100歳以上 105歳未満	36	229	265
105歳以上 110歳未満	2	13	15
110歳以上 115歳未満	0	0	0
合計	182,098	193,982	376,080
年少人口 (0~14歳)	24,606 13.4 %	23,778 12.2 %	48,384 12.8 %
生産年齢人口 (15~64歳)	111,158 60.7 %	109,472 56.1 %	220,630 58.3 %
老年人口 (65歳以上)	47,420 25.9 %	61,955 31.7 %	109,375 28.9 %
60歳以上	58,817 32.1 %	73,597 37.7 %	132,414 35.0 %

年齢・男女別人口(人口ピラミッド)



Ⅱ 国民年金のあゆみ

昭和34年	4月	国民年金法公布(昭和34年4月16日) 福祉年金・適用事務・高齢者任意加入・徴収事務が段階的に施行
	11月	福祉年金事務開始 老齢福祉年金・障害福祉年金・母子福祉年金の3種類
昭和35年	10月	適用事務開始 高齢者任意加入(10年年金)手続開始(～昭和36年3月まで)
昭和36年	4月	国民年金保険料徴収事務開始 国民年金保険料二本立(35歳未満・35歳以上) 老齢年金の繰上げ支給制度の創設 死亡一時金の創設 準母子年金、準母子福祉年金の創設
昭和37年	4月	国民年金保険料免除分の国庫負担導入
昭和41年	6月	第1回財政再計算の実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金の額を夫婦で1万円(月額)に設定 障害年金の支給範囲を全障害に拡大
昭和42年	1月	国民年金保険料改定 年金額改定
昭和44年	1月	国民年金保険料改定
	12月	第2回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で2万円(月額)に設定 付加年金制度(任意加入)の創設 高齢者任意加入再開(5年年金の創設) 特例納付(時効が完成した期間について納付を認める) 国民年金基金及び国民年金事務組合の創設 福祉年金における夫婦受給制限の撤廃 国民年金保険料の一本化
昭和45年	1月	5年年金加入手続開始(～昭和45年6月まで)
	7月	第1回目の特例納付の実施(～昭和47年6月まで) 月額450円 年金額改定 国民年金保険料一本化実施
	10月	付加年金制度の実施
昭和47年	5月	沖縄復帰に伴い琉球政府からの国民年金事務の継承
	7月	国民年金保険料改定 年金額改定(障害年金、母子・準母子年金、遺児年金)
昭和48年	9月	第3回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で5万円(月額)に設定 年金額の自動的改定措置(物価スライド制)の導入 高齢者任意加入再々開(再開5年年金の創設)
	10月	再開5年年金加入手続開始(～昭和49年3月まで)

昭和49年	1月	第2回目の特例納付の実施(～昭和50年12月まで) 月額900円 老齢特別給付金(谷間年金)の創設(昭和51年3月で終了) 国民年金保険料改定(付加年金保険料も改定) 年金額改定
	9月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和50年	1月	国民年金保険料改定
	9月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和51年	4月	国民年金保険料改定
	6月	第4回財政再計算を2年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で7万5千円(月額)に設定 国庫負担の負担時期を拠出時から給付時に切替え
	9月	年金額改定
昭和52年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和53年	4月	国民年金保険料改定
	7月	第3回目の特例納付の実施(～昭和55年6月まで) 月額4000円 年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
昭和54年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和55年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定
	10月	第5回財政再計算を1年繰上げ実施 国民年金保険料納付済期間が25年の場合の老齢年金(付加年金を含む)の額を夫婦で9万4千円(月額)に設定
昭和56年	4月	国民年金保険料改定
	7月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和57年	1月	国籍要件の撤廃 難民の地位に関する条約等への加入に伴い、同条約等に定める内国民待遇を実現
	4月	国民年金保険料改定
	8月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和58年	4月	国民年金保険料改定
昭和59年	4月	国民年金保険料改定
	5月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和60年	4月	国民年金保険料改定
	5月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和61年	4月	新年金法制度の施行 国民年金保険料改定 年金額改定(年金制度改正等に伴う物価スライドの特例的措置の実施)
昭和62年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
昭和63年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
平成元年	4月	国民年金保険料改定

平成元年	4月	年金額改定
	12月	第7回財政再計算を1年繰上げ実施
平成2年	4月	国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライド制の導入)
平成3年	4月	国民年金基金制度の改善 第1号被保険者の適用範囲の拡大(学生等を強制適用) 国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成4年	4月	国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成5年	4月	国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
平成6年	4月	国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
	11月	第8回財政再計算を実施 障害基礎年金の失権事由の改善 障害無年金者に対する障害基礎年金の特例支給
平成7年	4月	遺族基礎年金等の支給要件となる年齢要件の改善 短期在留外国人に対する脱退一時金の支給 第3号被保険者届出漏れ者の届出特例(平成7年4月～平成9年3月) (昭和61年4月～平成5年2月までの第3号被保険者期間が対象) 65歳以上70歳未満の者の任意加入の特例 (昭和30年4月1日以前生まれの老齢基礎年金受給資格期間不足の者) 国民年金保険料改定 年金額の改定(年金額の完全自動物価スライドの実施)
	8月	20歳前障害による障害基礎年金の所得制限の改善(2分の1支給の区分の新設)
平成8年	4月	永住帰国した中国残留邦人等に対する第1号被保険者期間等に係る特別措置 国民年金保険料改定 年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
平成9年	1月	基礎年金番号の実施
	4月	JR、JT、NTT共済組合の長期給付を厚生年金に統合 国民年金保険料改定
平成10年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドによる年金額の改定)
平成11年	4月	年金額改定(物価スライドによる年金額の改定) 第9回財政再計算を実施 学生納付特例制度の創設(平成12年度から実施) 国民年金保険料半額免除制度の創設(平成14年度から実施) 国庫負担の割合を平成16年度までに2分の1への引上げを図る
平成12年	4月	年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施) 学生納付特例制度の実施
平成13年	4月	年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
平成14年	4月	地方分権一括法による国民年金事務の見直し 国民年金保険料徴収事務が国へ移管

平成14年	4月	第3号被保険者届出が事業所届出となる 農林漁業団体職員共済組合の長期給付を厚生年金に統合 年金額据置き(物価スライドの特例的措置の実施)
	7月	国民年金保険料半額免除制度の実施
平成15年	4月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
平成16年	2月	国民年金保険料コンビニでの納付が可能になる
	4月	年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施)
	10月	国民年金法改正 基礎年金国庫負担割合の引上げ着手(平成16年度着手、平成21年度までに2分の1 へ引上げ) マクロ経済スライドの導入 (物価スライド据置き分解消するまでは、物価・賃金の上昇に応じて年金額を改定) 国民年金保険料水準固定方式の導入(平成17年度～平成29年度)
平成17年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き 第3号被保険者の特例届出の実施 国民年金保険料未納対策 若年者に対する納付猶予制度の創設(平成17年7月から実施) 保険料申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及 申請免除の所得要件の緩和 口座振替早割制度の導入 特別障害給付金制度の導入
	7月	国民年金保険料全額免除(特例を除く)、若年者納付猶予の希望者に継続申請の導入
平成18年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(物価スライドの特例的措置の実施) 障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給が可能になる 障害・遺族基礎年金の保険料納付要件の特例措置延長 (平成18年3月31日まで→平成28年3月31日まで)
	7月	国民年金保険料の多段階免除制度の実施(2段階→4段階)
平成19年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き 厚生年金(共済組合)の離婚分割制度施行
	7月	納付記録訂正による時効(5年)撤廃
	12月	ねんきん特別便の発送開始 年金記録問題(主に宙に浮いた5千万件)を受けて、未統合の手帳番号を統合するた め、順次送付
平成20年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成21年	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き ねんきん定期便の発送開始 基礎年金国庫負担割合の引上げ実施(3分の1→2分の1)

平成22年	1月	社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立される
	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成23年	4月	障害年金加算改善法施行 国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールによるもの)
平成24年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールによるもの)
	8月	国民年金法改正 受給に必要な加入期間を25年から10年に短縮(平成27年10月から実施) パート等短時間労働者の厚生年金の加入基準の拡大(平成28年10月から実施) 厚生年金と共済年金の一元化(平成27年10月から実施) 低所得高齢者への福祉的給付金の支給(平成27年10月から実施)
	10月	保険料後納受付開始(平成24年10月～平成27年9月) 国民年金保険料改定
平成25年	4月	年金額据置き
	10月	年金額改定(特例水準で2.5%高くなっているうちの1%減額)
平成26年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準で2.5%高くなっているうちの1%分物価上昇により0.7%減額) 免除申請対象期間延長 法定免除に該当する被保険者からの納付申出の開始 遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消 未支給年金の請求権者の範囲拡大
平成27年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.9%増額)
平成28年	4月	国民年金保険料改定 年金額据え置き
	7月	納付猶予制度の対象年齢の拡大(30歳から50歳)
平成29年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.1%減額)
	8月	受給資格期間の短縮(25年から10年)
平成30年	3月	マイナンバーによる各種申請手続きが開始
	4月	国民年金保険料改定 年金額据置き
平成31年	4月	国民年金保険料改定 年金額改定(特例水準の改定ルールにより0.1%増額) 産前産後期間の保険料免除制度が開始

Ⅲ 被 保 険 者

1 被保険者の状況

(単位:人)

区分 年度	第 1 号 被保険者	任 意	第 3 号 被保険者	合 計	付加保険料被保険者数			不在者数
					強 制	任 意	計	
26	44,099	563	28,701	73,363	82	1,977	2,059	321
27	41,971	574	28,160	70,705	60	1,961	2,021	
28	39,670	558	26,977	67,205	57	1,844	1,901	
29	38,306	512	26,220	65,038	56	1,818	1,874	
30	37,267	482	25,296	63,045	63	1,795	1,858	

*不在者数については、平成27年度より統計はとらない。

2 資格異動状況

(単位:人)

区分 年度	当 初 被保険者	異 動 状 況					
		資格取得	転 入	計	資格喪失	転 出	計
26	75,642	16,780	2,683	19,463	18,663	2,908	21,571
27	73,534	15,745	2,841	18,586	18,237	2,883	21,120
28	71,000	14,954	2,564	17,518	18,222	2,728	20,950
29	67,205	14,362	2,523	16,885	16,505	2,547	19,052
30	65,038	14,873	2,381	17,254	16,283	2,897	19,180

IV 保険料

1 免除者の状況

(単位:人)

年度	区分	第1号被保険者 (A)	免 除 者 数			免除率(%) (B) / (A)
			法定免除者	申請免除者	合 計(B)	
26		44,099	3,811	12,547	16,358	37.1%
27		41,971	3,837	11,376	15,213	36.2%
28		39,670	3,911	11,153	15,064	38.0%
29		38,306	3,975	11,092	15,067	39.3%
30		37,267	3,989	10,827	14,816	39.8%

申請免除者内訳(上段:件数 下段:免除率)

年度	区分	一 般					納付猶予	学生納付 特例	合 計
		全額免除	1/4免除	半額免除	3/4免除	計			
26		5,037	248	482	680	6,447	1,152	4,948	12,547
		12.0%	0.6%	1.1%	1.6%	15.4%	2.7%	11.8%	29.9%
27		4,589	167	313	561	5,630	1,004	4,742	11,376
		11.6%	0.4%	0.8%	1.4%	14.2%	2.5%	12.0%	28.7%
28		4,372	155	267	505	5,299	1,286	4,568	11,153
		11.4%	0.4%	0.7%	1.3%	13.8%	3.4%	11.9%	29.1%
29		4,256	154	297	486	5,193	1,319	4,580	11,092
		11.1%	0.4%	0.8%	1.3%	13.6%	3.4%	12.0%	29.0%
30		3,999	130	249	433	4,811	1,335	4,681	10,827
		10.7%	0.3%	0.7%	1.2%	12.9%	3.6%	12.6%	29.1%
対前年比		93.96%	84.42%	83.84%	89.09%	92.64%	101.21%	102.21%	97.61%

2 納付形態及び割合

区 分		口座振替等	自主納付	合 計
26	件 数	14,008	15,706	29,714
	割 合(%)	47.1%	52.9%	100.0%
27	件 数	13,547	14,826	28,373
	割 合(%)	47.7%	52.3%	100.0%
28	件 数	12,559	13,532	26,091
	割 合(%)	48.1%	51.9%	100.0%
29	件 数	11,818	12,870	24,688
	割 合(%)	47.9%	52.1%	100.0%
30	件 数	11,162	12,583	23,745
	割 合(%)	47.0%	53.0%	100.0%

3 収納状況

区分 年度	収納対象 月数(A)	収納月数(B)	収納率(%) (B) / (A)
26	358,343	253,659	70.8%
27	339,288	242,942	71.6%
28	315,211	229,135	72.7%
29	293,915	217,717	74.1%
30	282,888	213,888	75.6%

4 国民年金保険料の改正経過(月額)

(単位:円)

区分 年月	定額		付加保険料
	35歳未満	35歳以上	
36.4	100	150	—
42.1	200	250	—
44.1	250	300	—
45.7	450		^{10月} 350
47.7	550		350
49.1	900		400
50.1	1,100		400
51.4	1,400		400
52.4	2,200		400
53.4	2,730		400
54.4	3,300		400
55.4	3,770		400
56.4	4,500		400
57.4	5,220		400
58.4	5,830		400
59.4	6,220		400
60.4	6,740		400
61.4	7,100		400
62.4	7,400		400
63.4	7,700		400
元.4	8,000		400
2.4	8,400		400
3.4	9,000		400
4.4	9,700		400

(単位:円)

区分 年月	定額	付加保険料
5.4	10,500	400
6.4	11,100	400
7.4	11,700	400
8.4	12,300	400
9.4	12,800	400
10.4	13,300	400
17.4	13,580	400
18.4	13,860	400
19.4	14,100	400
20.4	14,410	400
21.4	14,660	400
22.4	15,100	400
23.4	15,020	400
24.4	14,980	400
25.4	15,040	400
26.4	15,250	400
27.4	15,590	400
28.4	16,260	400
29.4	16,490	400
30.4	16,340	400
31.4	16,410	400

V 年金給付

1 年金受給状況(短期給付)

(単位:件・円)

年度	区分	障害基礎年金	障害年金	遺族基礎年金	寡婦年金	短期給付合計
26	件数	1,831	299	87	1	2,218
	金額	1,579,756,300	256,493,200	69,493,200	492,000	1,906,234,700
27	件数	1,903	275	100	1	2,279
	金額	1,659,450,825	239,830,100	78,859,800	496,500	1,978,637,225
28	件数	1,956	253	104	1	2,314
	金額	1,703,001,200	220,106,100	83,764,900	496,478	2,007,368,678
29	件数	1,991	234	104	1	2,330
	金額	1,720,672,200	202,901,250	84,258,003	496,080	2,008,327,533
30	件数	2,022	218	107	1	2,348
	金額	1,743,489,725	189,653,150	85,688,702	496,080	2,019,327,657

2 年金受給状況(長期給付)

(単位:件・円)

年度	区分	老齢基礎年金	老齢年金	通算老齢年金	長期給付合計	拠出年金総合計
26	件数	92,068	4,120	3,175	99,363	101,581
	金額	62,051,459,600	1,840,809,400	609,500,600	64,501,769,600	66,408,004,300
27	件数	95,359	3,564	2,803	101,726	104,005
	金額	65,090,238,374	1,618,573,000	548,764,800	67,257,576,174	69,236,213,399
28	件数	97,947	3,068	2,463	103,478	105,792
	金額	67,068,369,990	1,394,396,730	486,244,554	68,949,011,274	70,956,379,952
29	件数	100,746	2,585	2,105	105,436	107,766
	金額	68,821,217,473	1,179,437,842	417,545,790	70,418,201,105	72,426,528,638
30	件数	102,410	2,162	1,815	106,387	108,735
	金額	70,095,343,125	991,297,011	362,548,993	71,449,189,129	73,468,516,786

3 死亡一時金請求状況 (単位:件・円)

年度	死亡一時金	
	件数	金額
26	56	7,720,500
27	54	7,722,000
28	43	6,461,000
29	43	5,860,500
30	50	7,425,500

4 拠出年金額の推移

(単位:円)

区分 年月	老 齡	10年	5年	障 害		母子・準母子	遺 児
				1級	2級		
36・4	24,000	9,600	—	30,000	24,000	19,200	12,000
42・1	60,000	24,000	—	72,000	60,000	55,200	30,000
45・7	96,000	60,000	1月 30,000	120,000	96,000	91,200	91,200
47・7	—	—	—	132,000	105,600	100,800	100,800
49・1	240,000	150,000	96,000	300,000	240,000	240,000	240,000
49・9	278,600	174,200	111,500	348,300	278,600	278,600	278,600
50・9	339,600	212,300	135,840	424,500	339,600	339,600	339,600
50・10	339,600	212,300	156,000	424,500	339,600	339,600	339,600
51・9	390,000	246,000	180,000	495,000	396,000	396,000	396,000
52・7	426,700	269,100	196,900	541,500	433,200	433,200	433,200
53・7	455,100	287,100	210,100	577,600	462,100	462,100	462,100
54・7	470,700	296,900	217,300	597,500	478,000	478,000	478,000
54・8	470,700	296,900	241,300	597,500	478,000	478,000	478,000
55・7	504,000	318,600	259,200	627,000	501,600	501,600	501,600
55・8	504,000	318,600	259,200	627,000	501,600	681,600	501,600
56・7	543,300	343,500	292,400	675,900	540,700	720,700	540,700
57・8	565,500	357,500	304,300	703,500	562,800	742,800	562,800
59・5	576,600	364,500	310,300	717,300	573,800	753,800	573,800
60・5	596,200	376,900	320,800	741,800	593,400	773,400	593,400

国民年金法改正

区分 年月	老齡基礎	10年	5年	障 害 基 礎		遺族基礎
				1級	2級	
61・4	622,800	387,100	329,500	778,500	622,800	809,600
62・4	626,500	389,400	331,500	783,100	626,500	814,400
63・4	627,200	389,800	331,800	784,000	627,200	815,300
元・4	666,000	404,600	344,400	832,500	666,000	858,000
2・4	681,300	413,900	352,300	851,600	681,300	877,700
3・4	702,000	426,500	363,000	877,500	702,000	904,400
4・4	725,300	440,700	375,100	906,600	725,300	934,400
5・4	737,300	447,900	381,300	921,600	737,300	949,800
6・4	747,300	454,000	386,400	934,100	747,300	962,700
6・10	780,000	473,800	403,300	975,000	780,000	1,004,400
7・4	785,500	477,100	406,100	981,900	785,500	1,011,500
10・4	799,500	485,700	413,400	999,400	799,500	1,029,500
11・4	804,200	488,500	415,800	1,005,300	804,200	1,035,600
12・4	804,200	488,600	415,800	1,005,300	804,200	1,035,600
15・4	797,000	484,200	412,100	996,300	797,000	1,026,300
16・4	794,500	482,700	410,800	993,100	794,500	1,023,100
18・4	792,100	481,300	409,600	990,100	792,100	1,020,000
23・4	788,900	479,300	407,900	986,100	788,900	1,015,900
24・4	786,500	477,800	406,700	983,100	786,500	1,012,800
25・4	786,500	477,800	406,700	983,100	786,500	1,012,800
25・10	778,500	472,900	402,500	973,100	778,500	1,002,500
26・4	772,800	469,500	399,600	966,000	772,800	995,200
27・4	780,100	473,900	403,400	975,100	780,100	1,004,600
28・4	780,100	473,900	403,400	975,125	780,100	1,004,600
29・4	779,300	473,400	403,000	974,125	779,300	1,003,600
31・4	780,100	473,820	403,400	975,125	780,100	1,004,600

* 「遺族基礎」欄年金額は、18歳到達年度の末日までの子(20歳未満の障害のある子)1人ある妻が受給する額

VI 福祉年金

1 無拠出年金額(福祉年金)の推移 (単位:円)

(単位:円)

区分 年月	老 齢	障 害		母 子 準母子
		1 級	2 級	
34 . 11	12,000	18,000	—	12,000
38 . 9	13,200	21,600	—	15,600
40 . 9	15,600	24,000	—	18,000
42 . 1	18,000	26,400	—	20,400
43 . 1	19,200	30,000	—	24,000
43 . 10	20,400	32,400	—	26,400
44 . 10	21,600	34,800	—	28,800
45 . 10	24,000	37,200	—	31,200
46 . 11	27,600	40,800	—	34,800
47 . 10	39,600	60,000	—	51,600
48 . 10	60,000	90,000	—	78,000
49 . 3	60,000	90,000	60,000	78,000
49 . 9	90,000	135,600	90,000	117,600
50 . 10	144,000	216,000	144,000	187,200
51 . 10	162,000	243,600	162,000	211,200
52 . 8	180,000	270,000	180,000	234,000
53 . 8	198,000	297,600	198,000	258,000
54 . 8	240,000	360,000	240,000	312,000
55 . 8	270,000	405,600	270,000	351,600
56 . 8	288,000	432,000	288,000	374,400
57 . 9	301,200	452,400	301,200	392,400
59 . 6	307,200	460,800	307,200	399,600
60 . 6	318,000	477,600	318,000	414,000

国民年金法改正				
区分 年月	老 齢	障 害 基 礎		遺族基礎
		1 級	2 級	
61 . 4	326,400	778,500	622,800	809,600
62 . 4	328,800	783,100	626,500	814,400
63 . 4	330,000	784,000	627,200	815,300
元 . 4	340,800	832,500	666,000	858,000
2 . 4	348,600	851,600	681,300	877,700
3 . 4	359,200	877,500	702,000	904,400
4 . 4	371,100	906,600	725,300	934,400
5 . 4	377,300	921,600	737,300	949,800
6 . 4	382,400	934,100	747,300	962,700
6 . 10	399,600	975,000	780,000	1,004,400
7 . 4	402,400	981,900	785,500	1,011,500
10 . 4	409,600	999,400	799,500	1,029,500
11 . 4	412,000	1,005,300	804,200	1,035,600
15 . 4	408,300	996,300	797,000	1,026,300
16 . 4	407,100	993,100	794,500	1,023,100
18 . 4	405,800	990,100	792,100	1,020,000
23 . 4	404,200	986,100	788,900	1,015,900
24 . 4	402,900	983,100	786,500	1,012,800
25 . 10	398,800	973,100	778,500	1,002,500
26 . 4	395,900	966,000	772,800	995,200
27 . 4	399,700	975,100	780,100	1,004,600
28 . 4	399,700	975,125	780,100	1,004,600
29 . 4	399,300	974,125	779,300	1,003,600
31 . 4	399,700	975,125	780,100	1,004,600

*法改正により昭和61年4月から、障害福祉年金は障害基礎年金へ、母子・準母子福祉年金は遺族基礎年金へ裁定替えされ、福祉年金は老齢福祉年金のみとなった。

*遺族基礎年金額には、子1人のときの加算額を含む

2 無拠出年金(福祉年金)受給状況

(単位:件・円)

区分 年度	老齢福祉年金		障害基礎年金		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
26	2 ----- 5	791,800	3,753	3,268,134,700	3,758	3,268,926,500
27	1 ----- 3	399,700	3,802	3,346,086,750	3,805	3,346,486,450
28	0 ----- 0	0	3,844	3,380,481,675	3,844	3,380,481,675
29	0 ----- 0	0	3,911	3,418,164,800	3,911	3,418,164,800
30	0 ----- 0	0	3,964	3,453,459,625	3,964	3,453,459,625

* 老齢福祉年金件数欄の上段:実受給者数、下段:受給権者数(全額支給停止者を含む)

VII 国民年金事務費

区分 年度	事務費交付金					平均 被保険者数
	事務費(人件費)	事務費(物件費)	特別障害者給付金	協力・連携	交付金合計	
26	47,247,005	24,682,161	56,386	21,226,079	93,211,631	44,804
27	44,564,382	23,268,588	56,650	22,002,123	89,891,743	42,863
28	42,247,047	19,669,330	54,369	21,253,056	83,223,802	40,673
29	40,261,765	17,873,094	57,222	31,771,751	89,963,832	38,521
30	38,286,149	16,768,157	39,120	24,018,094	79,111,520	37,278

